Education magazine (尾花沢市教育委員会通信)

## 輝け!おばねっ子

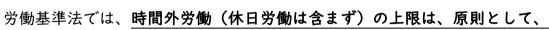
第17号

令和5年7月3日

~尾花沢の未来をひらくいのち輝く人間の育成~

## 学校における「働き方改革」についてご理解願います

近年、学校における「働き方改革」について、新聞等で報道されていることはご存知と思います。保護者の皆さま、地域の皆さまにもご理解いただきたく、このことについて取り上げます。



**月 45 時間・年 360 時間**とされています。また、過労死ラインが月 80 時間と言われています。

「働き方改革」は、\*\*2014年の OECD による「国際教員指導環境調査」で、日本の中学校教員の勤務時間が1週間で53.9時間と、参加国中ワースト1位だったことがきっかけでした。さらに、文部科学省による「教員勤務実態調査」で、自宅残業を含めた時間外労働が月80時間以上の教員が、小学校では57.8%、中学校では74.1%にも上りました。トイレに行く時間も取れないほどの過密な業務状況を是正し、教員の心身の健康を守るために、国も動き出したのです。

※VIEW21 教育委員会版 2018vol.1「なぜ働き方改革?まず何に着手すべき?」妹尾昌俊より引用

今年3月31日に文部科学省から、働き方改革に関する取組や時間外在校等時間の状況は改善傾向にあるものの、長時間勤務の先生も依然多く、取組を更に加速するよう通知がありました。

さて、尾花沢市内の小中学校の先生方の勤務状況に目を向けてみますと、| カ月あたりの時間

外労働は右の表のようになっており、厳しい状況 にあることが分かります。また、令和4年度の80 時間を超えた先生の延べ人数は、小学校13名、 中学校14名でした。

	令和3年度	令和 4 年度
小学校	40.13 時間	37.12 時間
中学校	41.59 時間	40.21 時間

先生方が心身の健康を損なわないように、仕事の質的転換を図るとともに、子供たちに接する時間を十分に確保し、総合的な指導を持続的に行うことのできる 状況をつくり出すことへの理解が、学校関係者だけでなく社会全体に求められているのです。



2017年に文部科学省が公表した「学校における働き方改革における緊急対策」では、学校や 先生の仕事が、次のように整理されました。

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、 必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応	⑤調査・統計等への回答	9給食時の対応
②放課後から夜間における見回り、	⑥児童生徒の休み時間における対応	⑩授業準備
児童生徒が補導された時の対応	⑦校内清掃	⑪学習評価や成績処理
③学校徴収金の徴収・管理	⑧部活動	⑫学校行事の準備・運営
④地域ボランティアとの連絡調整		⑬進路指導
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応

このうち、次号では、主に⑤⑨⑩⑪⑫の仕事を対象 として、市内 4 校に配置されている教員業務支援員に ついて紹介させていただきます。

【担当】尾花沢市教育委員会こども教育課 教育指導室長 工 藤 雅 史 TEL 23-3330